

亀山市告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成31年2月15日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 変更があった地縁による団体の名称  
木下自治会
- 2 変更があった事項及びその内容  
代表者の氏名及び住所  
変更前 佐々木 光晴  
          亀山市木下町5 1 5 番地  
変更後 川村 俊二  
          亀山市木下町4 1 1 番地2
- 3 変更の年月日  
平成31年1月13日
- 4 変更の理由  
任期満了による